

## 臨時託児室設置促進事業費助成実施要領

財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団（以下、「財団」という。）が、香川県からの出捐金により創設した基金の運用益を活用して実施する臨時託児室設置促進事業に対する助成（以下、「助成事業」という。）については、この要領の定めるところによる。

### 第1 目的

この助成事業は、子育てをしている方の社会参加を促進するため、乳幼児等を持つ保護者などの参加が見込まれる講演会、コンサート、シンポジウム、研修会、講習会等（以下「講演会等」という。）を開催する際、臨時の託児室を設け、一時的に子どもを預かる場合、その経費の一部を助成することにより、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりに資することをその目的とする。

### 第2 助成対象

助成の対象は、乳幼児を持つ保護者等の参加が見込まれる講演会等を、営利及び政治・宗教活動を目的とせずに行う主催者であって、次の条件を満たす託児室を臨時に設置する者とする。

- 1 乳幼児を持つ保護者等が概ね30名以上参加する講演会等に設置される臨時託児室であること。
- 2 臨時託児室は、原則として、乳幼児1人につき1.65㎡以上の面積を確保すること。
- 3 原則として、0歳児3人につき1人以上、1～2歳児6人につき1人以上、3歳児20人につき1人以上、4歳以上児30人につき1人以上の保育者を確保すること。ただし、2人を下回ってはならないこと。
- 4 3に規定する保育者のうち、原則としてその3分の1以上は保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- 5 臨時託児室を設置する際には、事故等に関する保険に加入するなど、乳幼児の適正な保育や安全の確保に十分配慮すること。

### 第3 助成額

助成額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

次表の基準額と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、参加費等の収入がある場合は、当該講演等の事業の総支出額が総収入額を上回る場合のみを対象とし、助成額はその差額の範囲内とする。

基準額	対象経費
200,000円	保育者雇用費、臨時託児室会場使用料、保険料等

### 第4 助成の申し込み手続き

助成を受けようとする者は、臨時託児室設置促進事業費助成申込書（別紙様式1）に必要な

な事項を記載して、事業完了後概ね30日以内に財団に提出するものとする。

#### 第5 助成の決定

- 1 財団は、提出された助成申込書を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、臨時託児室設置促進事業費助成決定通知書（別紙様式2）により、申込者に通知するものとする。
- 2 財団は、助成金の交付を決定するとき、必要な条件を付することができるものとする。

#### 第6 助成金の支払い

助成金は、助成の決定から起算して30日以内に支払うものとする。

#### 第7 助成金の交付決定の取り消し

財団は、助成申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 この要領の規定に違反したとき。
- 2 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- 3 助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

#### 第8 報告

財団は、必要があると認めるときは、助成申込者から報告を求め、職員に調査若しくは検査をさせ、又は必要な指示をすることができる。

##### 附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成10年4月28日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

##### 附 則

この要領は、平成11年5月12日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

##### 附 則

この要領は、平成11年7月15日から施行し、平成11年7月15日から適用する。

##### 附 則

この要領は、平成18年7月5日から施行し、平成18年7月5日から適用する。

##### 附 則

この要領は、平成20年4月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

##### 附 則

この要領は、平成23年4月6日から施行し、平成23年4月1日から適用する。